

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号農林水産省農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。 また、植物防疫官は、<u>原則として、5月から10月までの期間は週1回以上、11月から4月までの期間は月1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査 告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。 ア 調査期間は、次のとおりとすること。 (ア) (略) (イ) 指定生産地域（<u>指定栽培施設内を除く。以下(1)のエ及び(2)のイにおいて同じ。</u>）：5月～10月 (ウ) (略) イ～オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示<u>及び仕向地</u>が日</p>	<p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。 また、植物防疫官は、<u>週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査 告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。 ア 調査期間は、次のとおりとすること。 (ア) (略) (イ) 指定生産地域（<u>栽培施設内を除く。以下2及び3において同じ。</u>）：5月～10月 (ウ) (略) イ～オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示<u>については(1)</u></p>

本である旨の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

NPPO, The Netherlands

(2) (略)

別記 5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

(1) (略)

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則 7 の (2) における措置）

実施細則 3 の (1) の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則 7 の (2) において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1) の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが 1 頭又は 2 頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが 1 頭又は 2 頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

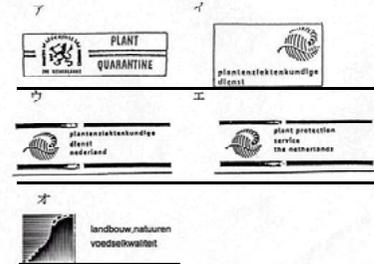
ア・イ (略)

ウ 生果実調査

同日日から起算して 2 日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径 2.4km の範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおい

の様式に、仕向地が日本である旨の表示については、(2) の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) (略)

別記 5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

(1) (略)

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則 7 の (2) における措置）

実施細則 3 の (1) の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則 7 の (2) において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1) の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが 1 頭又は 2 頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが 1 頭又は 2 頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア・イ (略)

ウ 生果実調査

同日日から起算して 2 日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径 2.4km の範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおい

てチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。なお、生果実調査は、採取した生果実を切開してチチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法により行うこと。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置

イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、（3）により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること（5月～10月）。

イ・ウ （略）

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエが発見されないことを確認するまでの間とすること。

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、（3）により対応すること。

③ （略）

（3）・（4） （略）

てチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、イ及びウの調査の結果、チチュウカイミバエの最終発見日から3世代相当期間チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物防疫機関に確認されるまでの間とすること。

（新設）

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること。

イ・ウ （略）

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物防疫機関に確認されるまでの間とすること。

（新設）

③ （略）

（3）・（4） （略）